重要事項説明書

（訪問看護）

アテニティ訪問看護　高槻

１．法人の概要

法人の名称	株式会社グッドパートナーズ
代表者名	代表取締役 鈴木 敦士
所在地・電話	東京都港区赤坂二丁目 4-6　赤坂グリーンクロス 19 階 03-6453-2091
業務の概要	人材派遣・紹介 居宅介護支援事業等
事業所数	6 ケ所

２．事業所の概要

事 業 所 名	アテニティ訪問看護 高槻
所 在 地	大阪府高槻市緑が丘３－１５－１０
提供可能サービス 及び 介護保険事業所番号	訪問看護・リハビリ 2760991022 号
管理者名	濱口　加奈
連絡先	072-691-7266
サービス提供地域	高槻市

３．事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	訪問看護	１名
サービス担当職員 看護師 准看護師	訪問看護	5 名（常勤 4 名、兼務 1 名）
事務担当職員	事務全般	１名（常勤１名）

４．営業時間

サービス種類	平日・土、日曜日・祝祭日
訪問看護	9：00～18：00

５．サービス利用料及び利用者負担

（１）利用料 ※同一敷地内建物等の減算 90/100

介護保険	サービス時間	要介護１～５（ご利用料金：1 割負担の場合）		要支援１～２（ご利用料金：1 割負担の場合）	
訪問看護	20 分未満	314 単位	341 円	303 単位	329 円
	30 分未満	471 単位	511 円	451 単位	489 円
	30 分以上 60 分未満	823 単位	893 円	794 単位	861 円
	60 分以上 90 分未満	1,128 単位	1,223 円	1,090 単位	1,182 円
89489	20 分	294 単位	319 円	284 単位	308 円
	40 分	588 単位	638 円	568 単位	616 円
	60 分	795 単位	862 円	－	－
加 算	夜間(18～22 時)	上記料金の 25%増し			
	早朝（6～8 時）	上記料金の 25%増し			
	深夜（22～6 時）	上記料金の 50%増し			
	初回加算Ⅰ（退院日当日）	350 単位	380 円	350 単位	380 円
	初回加算Ⅱ	300 単位	326 円	300 単位	326 円
	特別管理加算Ⅰ	500 単位	542 円	500 単位	542 円
	特別管理加算Ⅱ	250 単位	271 円	250 単位	271 円
	緊急時訪問看護加算Ⅰ	600 単位	651 円	600 単位	651 円
	複数名訪問加算（30 分未満）	254 単位	275 円	254 単位	275 円
	複数名訪問加算（30 分以上）	402 単位	435 円	402 単位	435 円
	長時間訪問看護加算	300 単位	326 円	300 単位	326 円
	退院時共同指導加算	600 単位	651 円	600 単位	651 円
	看護・介護職員連携強化加算	250 単位	271 円		
	ターミナルケア加算	2,500 単位	2,710 円		

※ 理学療法士等の訪問 1 回につき 8 単位減算

※ 理学療法士等が利用開始日の属する月から 12 月超の利用者に指定介護予防訪問看護を行った場合は、1 回につき 15 単位を減算する。

医療保険	サービス料金 （基本療養費＋管理療養費＋加算）			ご利用料金 （1 割負担の場合）
訪問看護	毎月	1 日目	13,220 円	1,320 円
		2 日目以降	8,550 円	860 円
		週 4 日目以降	9,550 円	960 円
訪問リハビリ	毎月	1 日目	13,220 円	1,320 円
		2 日以降	8,550 円	860 円
訪問看護 （同一建物人以上）	毎月	1 日目 2 日目以降 週 4 日目以降	10,450 円 5,780 円 6,280 円	1,050 円 580 円 630 円
訪問リハビリ （同一建物 3 人以上）	毎月	1 日目 2 日目以降	10,450 円 5,780 円	860 円 580 円
加 算	難病等複数回訪問加算		4,500 円	450 円
	長時間訪問看護加算（90 分超）		5,200 円	520 円
	夜間(18～22 時)早朝（6～8 時）		2,100 円	210 円
	深夜（22～6 時）訪問看護加算		4,200 円	420 円
	緊急訪問看護加算（月の 14 回目迄）		2,650 円	270 円
	緊急訪問看護加算（月の 15 回目以降）		2,000 円	200 円
	24 時間対応体制加算		6,800 円	680 円
	特別管理加算		2,500 円	250 円
	特別管理加算（重症度高）		5,000 円	500 円
	複数名訪問看護加算(看護師等週 1 日目)		4,500 円	450 円
	複数名訪問看護加算(准看護師週 1 日目)		3,800 円	380 円
	複数名訪問看護加算(看護師等週 2．3 日目)		3,000 円	300 円
	退院時共同指導加算		8,000 円	800 円
	退院支援指導加算		6,000 円	600 円
	在宅患者連携指導加算		3,000 円	300 円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000 円	200 円
	看護・介護職員連携強化加算		2,500 円	250 円
	訪問看護医療 DX 情報活用加算		50 円	10 円
	ターミナルケア加算		25,000 円	2,500 円

包括型訪問看護療養費（１日につき）	単一建物居住利用者が 20 人未満の場合の訪問時間	30 分以上 60 分未満	7,010 円	700 円
		60 分以上 90 分未満	11,010 円	1,100 円
		90 分以上	14,010 円	1,400 円
		90 分以上 ※1	15,510 円	1,550 円
	単一建物居住利用者が 20 人以上 50 人未満の場合の訪問時間	30 分以上 60 分未満	6,310 円	6,300 円
		60 分以上 90 分未満	9,910 円	9,900 円
		90 分以上	13,730 円	1,370 円
		90 分以上 ※1	15,200 円	1,520 円
	単一建物居住利用者が 50 人以上の場合の訪問時間	30 分以上 60 分未満	5,960 円	600 円
		60 分以上 90 分未満	9,360 円	940 円
		90 分以上	13,450 円	1,350 円
		90 分以上　※1	14,890 円	1,490 円

包括型訪問看護療養費は、老人ホーム等に併設・隣接する訪問看護ステーションが、当該住まいに居住する利用者（特掲診療科施設基準等別表第七、八に掲げる疾病、及び特別訪問看護指示を受ける者）に、２４時間体制で計画的又は随時の対応による頻回の訪問看護を行った場合の、１日当たりの訪問時間及び単一建物に居住する利用者の人数に従い算定する。

※ １ …訪問看護ステーションが緊急において即時に適切な指定訪問看護が実施できる体制があり、当該訪問看護ステーションが指定訪問看護を実施し、包括型訪問看護療養費を算定する利用者全員における訪問看護の実施時間の１日当たりの平均が 120 分以上の場合に算定する。

保険外サービス	サービス料金	ご利用料金
区分支給限度基準額を超える サービスをご利用の場合 ※1	各種サービスの上記料金（10 割）	全額実費
死後の処置料	一人につき 25,000 円	
キャンセル料金	一律 2,000 円	

※１　介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用の一部が支給限度額を超える場合を含む)には全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります)

（２）その他

①交通費

通常のサービス提供地域以外の地域についてのみ、所定の交通費(実費相当)が必要となります。(別途見積もりいたします)

②自己負担額は次の方法によりお支払い頂きますようお願いします。

金融機関口座引落し(サービス提供月翌月 27 日引落し)

手続きに 2〜3 ヶ月かかりますので、その間は振り込みにてご対応頂ければと思います。

③上記の利用者負担金は「法定代理受理(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10 割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(9 割)を請求することになります。

６．当社のサービスの方針等

在宅生活における利用者の心身の特性を踏まえて生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持、回復を図り、ご本人の望む生活が送れるように支援する。

7．緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連 絡 先
緊急連絡先	氏 名 連 絡 先

8．相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社お客様相談窓口	電話番号 072-691-7266 Fax 番号 072-691-7261 相談員（責任者）濱口　加奈 対応時間 9：00～18：00

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口 高槻市　健康福祉部 福祉指導課	所在地　大阪府高槻市桃園町 2－1 電話番号 072-674-7821 対応時間 8：45～17：15 （土日・祝祭日・年末年始を除く）
大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室　介護保険課 苦情相談係	所在地　大阪市中央区常盤町 1 丁目 3 番 8 号 中央大通ＦＮビル内 電話番号 06-6949-5418 対応時間 9：00～17：00 （土日・祝祭日・年末年始を除く）

9．防止・対策・研修への取り組み

（1）虐待防止

①事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待防止等のために、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

②事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

③当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報します。

④虐待防止のための対策を検討する委員会を年に 1 回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

⑤虐待防止に関する責任者を選定しています。

責任者 ： 濱口　加奈

（2）身体拘束の禁止

事業所は、サービスの提供に当たり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ないません。

事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

（３）業務継続計画の策定等

①感染症や非常災害時の発生において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（４）衛生管理等

①看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

③事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、職員に周知徹底を図ります。

④事業所における「感染症及び予防及びまん延の防止のための指針」を整備しています。

⑤従業者に対し、感染症予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

（５）ハラスメント

事業所は、訪問現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられるよう労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

（上記は当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族が対象）

② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

・職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、訪問現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

・ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡・相談・環境改善に対する必要な措置・利用契約の解約等の措置を講じます。

１０．居宅同意取得型オンライン資格確認システムの活用

看護師等が居宅同意取得型オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施する。

マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるように取り組む。

【 説明確認欄 】

令和　　年　　月　　日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

（事業者）　株式会社グッドパートナーズ アテニティ訪問看護 高槻

説　明　者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受け同意しました。
加算の同意について、別紙１・別紙２の説明を受け同意しました。

（利用者）　　氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代理人又は立会人等）　氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【別紙 1】

介護保険での訪問看護サービスに係る加算について

● 特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

特別管理加算（Ⅰ） （重症度が高い）	特別管理加算（Ⅱ）
・在宅悪性腫瘍患者指導管理 ・在宅気管切開患者指導管理 ・気管カニューレを使用している状態 ・留置カテーテルを使用している状態	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理　在宅血液透析指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理　在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿管理　在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理　在宅肺高血圧症患者指導管理 人工肛門、人工膀胱を設置している状態 真皮を超える褥瘡の状態 点滴注射を週３回以上行う必要があると認められる状態

● 初回加算

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合に加算されます。要支援から要介護になった場合、あるいは要介護から要支援となった場合でも加算されます。

● 緊急時訪問看護加算

利用者又はその家族に対して 24 時間連絡体制があり、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合に 1 月に 1 回加算されます。

● 退院時共同指導加算

病院、診療所を退院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に入院中または入所中の利用者に対し、退院・退所前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に１回（特別な場合は２回）加算されます。

● ターミナルケア加算

在宅で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日（回）以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。（ターミナルケア後、24 時 間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

● 長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象となる利用者に対して、1 時間 30 分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が 1 時間 30 分以上となるとき、１回の訪問看護につき加算されます。

● 複数名訪問加算

下記のいずれかの条件を満たし、1 つの事業所から同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に訪問看護を行ったときに加算されます。

1. 利用者の身体的理由により、１人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
2. 暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
3. その他利用者の状況等から判断して、上記 1,2 に準ずると認められる場合

○複数名訪問加算（Ⅰ）
2 人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合

○複数名訪問加算（Ⅱ）
看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合

【別紙 2】

医療保険での訪問看護サービスに係る加算について

● 特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

特別な管理のうち 重症度等が高い場合	特別な管理を要する場合
(1) 在宅悪性腫瘍患者等指導管理若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、又は、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者	(1) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、 在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、 在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は、在宅肺高血圧症患者指導 管理を受けている状態にある者 (2) 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者 (3) 真皮を超える褥瘡の状態にある者 (4) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

● 24 時間対応体制加算

利用者又はその家族に対して 24 時間連絡をできる体制にあり、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合 1 月に 1 回加算されます。

● 退院時共同指導加算

保険医療機関、介護老人保健施設もしくは介護医療院入院・入所中に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に 1 回（特別な場合は 2 回）加算されます。

● 特別管理指導加算

退院後、特別な管理が必要な方（上記「特別管理加算」参照）に対して、退院時共同指 導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算されます。

● 退院支援指導加算

診療により、退院日当日の訪問看護が必要であると認められ訪問し療養上の指導を行った場合に加算されます。

● 長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象となる利用者に対して、1 時間 30 分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が 1 時間 30 分以上となるとき、1 回の訪問看護につき加算されます。

● 複数名訪問加算

1 つの事業所から同時に複数の看護師等または看護補助者が 1 人の利用者に訪問看護を行ったとき且つ、所定の要件を満たした場合加算されます。

● 夜間・早朝訪問看護加算

夜間（午後 6 時～午後 10 時までの時間）、早朝（午前 6 時～午前 8 時までの時間）に訪問看護を実施した場合に加算されます。

● 深夜訪問看護加算

深夜（午後 10 時～午前 6 時までの時間）に訪問看護の実施した場合に加算されます。

● ターミナルケア療養費 1.2

在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡 日及び死亡日前 14 日以内に 2 日（回）以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。（ターミナルケア後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

● 緊急訪問看護加算

利用者または家族の求めに応じて、診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により緊急訪問を行った時に 1 日に 1 回加算されます。

● 在宅患者緊急時等カンファレンス加算

通院が困難な状態での急変等に伴い、医師、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員等と共 同で患家に赴き、カンファレンスに参加し、共同で療養上必要な指導を行った場合に は、在宅患者緊急時等カンファレンス加算として、月 2 回まで加算されます。

● 在宅患者連携指導加算

利用者（または家族等）の同意を得て、医師、歯科医師、薬剤師等と月 2 回以上文書等（電子メール、ファクシミリでも可）により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に月 1 回加算されます。

● 訪問看護情報提供療養費 1.2.3

1.市町村等からの求めに応じ、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に係る保険福祉サービスに必要な情報提供を行った場合加算されます。

2.厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の入学時、転校時等に義務教育諸学校からの求めに応じ情報提供を行った場合加算されます。

3.保険医療機関等に入院、入所にあたり、主治医に訪問看護に係る情報提供を行った場合加算されます。

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合入院が必要になった場合、医療機関へ在宅での経過の提供

2 使用する事業者の範囲

居宅サービス計画に定められた事業者
主治医・医療機関
審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関又は、保険者からの照会への回答
損害賠償保険などに係る保険会社への相談又は届出等
管理運営業務のうちの外部監査機関への情報提供
医師法や刑事訴訟法等、法令に基づく照会を受けた場合

3 使用する期間

契約締結から契約終了まで

4 条 件

(1) 個人情報保護法に伴い個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
(2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

5 その他

個人情報提供先変更の場合は、通知すること。

令和　　年　　月　　日

（利用者）　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（家族等）　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代理人・立会人等）　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（本人との続柄・関係）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

緊急時訪問看護加算
24 時間対応体制加算のご案内

当ステーションではご利用者様が安心且つ、安全に在宅療養して頂ける様、24時間対応体制を整えております。これは、ご利用者様の意思により選択する事が出来、サービスの内容が下記の様に変わります。

記

・利用される方：介護保険ひと月 600 単位（自己負担額が発生します）

・利用される方：医療保険ひと月 6,800 円（負担割合に応じた額が発生します）

・24 時間ご相談承ります。

・状況により訪問看護でお伺い致します。その場合１回の実費単位数を算定させて頂きます。

・介護保険の場合：１月以内の２回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定させていただきます。

・医療保険の場合：緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定させていただきます。

連絡先　０７２―６９１－７２６６

緊急時訪問看護加算・24 時間対応体制加算のサービスを受ける事に

①同意します。　　②同意しません。

令和　　年　　月　　日

利用者 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

代理人 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

訪問看護保険外契約 同意書

R8.9.1

サービス種類	サービス内容	ご利用料金
訪問看護	30 分未満	5,370 円
	30 分以上 60 分未満	9,390 円
	60 分以上 90 分未満	12,860 円
	1 日に 4 時間以上ご利用の場合	8,500 円/時間
リハビリ	20 分	3,450 円
	40 分	6,890 円
	60 分	9,310 円
夜間・早朝加算	夜間 18：00～22：00 早朝 6：00～8：00	上記料金の 25%増し
深夜加算	深夜 22：00～6：00	上記料金の 50%増し
緊急時訪問看護加算	看護に関する相談に常時対応	6,840 円 （1 月につき 1 回算定）
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする場合	5,700 円 （1 月につき 1 回算定）
特別管理加算Ⅱ		2,850 円 （1 月につき 1 回算定）
ターミナルケア加算	●在宅で死亡した方について死亡日前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを実施した場合 ●ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合	28,500 円 （死亡月につき 1 回算定）
死後の処置料		一人につき 25,000 円

※ 上記利用料金＋消費税

※ 看護手技料 66,000 円/月 24,000/週 4,000 円/日

私は、通常のサービス提供の範囲を超えた場合の費用については上記金額で支払うことに同意いたします。

令和　　年　　月　　日

（利用者）住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代理人）住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（事業者）所在地 東京都港区赤坂二丁目 4-6
赤坂グリーンクロス 19 階
事業者名 株式会社グッドパートナーズ
代表取締役 鈴木 敦士